

(別添)

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領（案）

※本要綱案は平成29年2月8日時点の案であり、今後変更があり得る。

1 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

2 地域力強化推進事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 事業内容

ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

(ア) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

(イ) 活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

※ 活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられる。

（注）地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により推進が図られている。

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり）

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。

(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO法人等が相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

(イ) 地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題について、住民自ら又は関係者、専門職等と連携、協働し、課題解決に向けた取組みを行うことができる機能を構築する。

ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

(3) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(4) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(5) その他

ア 実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。

イ 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ 市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。

エ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。ただし、その場合には、将来的には多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施することを目標とすること（既に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している場合は除く。）とし、事業申請の際、事業実施計画を提出していただくこととしている。

3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 本事業の支援対象者

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、

ア (3)に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする

イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく

ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する

エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する

オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にする

ことが必要である。

こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱え

ているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。

支援対象者（例）	連携先（例）
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等
難病指定をされていない難病患者	病院、難病相談支援センター等
高次脳機能障害を抱える者	病院、障害福祉サービス事業所等

（3）相談支援包括化推進員の配置

本事業の実施に当たって、実施主体は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関や、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく相談支援事業所、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。

なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。

また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。

（4）事業内容

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。

ア 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

（ア）相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」などを参考とすること。

（イ）プランの作成

（ア）により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

（ウ）相談支援機関等との連絡調整

（イ）により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の中で調整を行う。

（エ）相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

（オ）その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の（ア）から（ウ）に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

- (ア) あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。
- (イ) 相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。
- (ウ) 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ 相談支援包括化推進会議の開催

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

- (ア) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (イ) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- (ウ) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- (エ) 地域に不足する社会資源創出の手法
- (オ) 本事業による支援実績の検証

エ 自主財源の確保のための取組の推進

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

オ 新たな社会資源の創出

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守

りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

(5) 相談支援包括化推進員の資格要件

相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。

(6) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(7) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(8) その他

ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。

イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。

- ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。
- エ 本事業を通じて知り得た個人情報、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。
- オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。
- カ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を一体的に実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。ただし、その場合には、将来的には地域力強化推進事業を併せて実施することを目標とすることとし、事業申請の際、事業実施計画を提出していただくこととしている。